

第2期

原村子ども・子育て支援事業計画

概要版

みんなで輪を持ち

子育て・子育て応援のむら

原 村



令和2年3月

原 村・原村教育委員会

計画の概要

①計画策定の背景及び趣旨

子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となってきたことから、本村では平成27年3月に「原村子ども・子育て支援事業計画」（前期計画）を策定し、必要な事業を展開してきました。同計画が令和元年度で最終年を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進し、切れ目のない子ども・子育て支援をするため「第2期 原村子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

②計画の対象

本計画の対象は、子ども（0歳から概ね18歳）とその子育て家庭であり、教育や保育をはじめ、様々な支援施策や事業を盛り込んでいます。



③計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間として策定します。

子どもと子育て家庭を取巻く環境

①人口の推移

単位：人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0～14歳	986	988	990	1,004	1,014
15～64歳	4,460	4,406	4,395	4,325	4,313
65歳以上	2,409	2,460	2,545	2,578	2,617
合計	7,855	7,854	7,930	7,907	7,944

資料：住民基本台帳（各年3月31日現在） ※すべて外国人を含む

②認可保育所の状況

村内の認可保育所は原村保育園1園です。2歳児及び1歳児は年度当初の4月から定員となり、年度途中の入所を受け入れられない状況です。

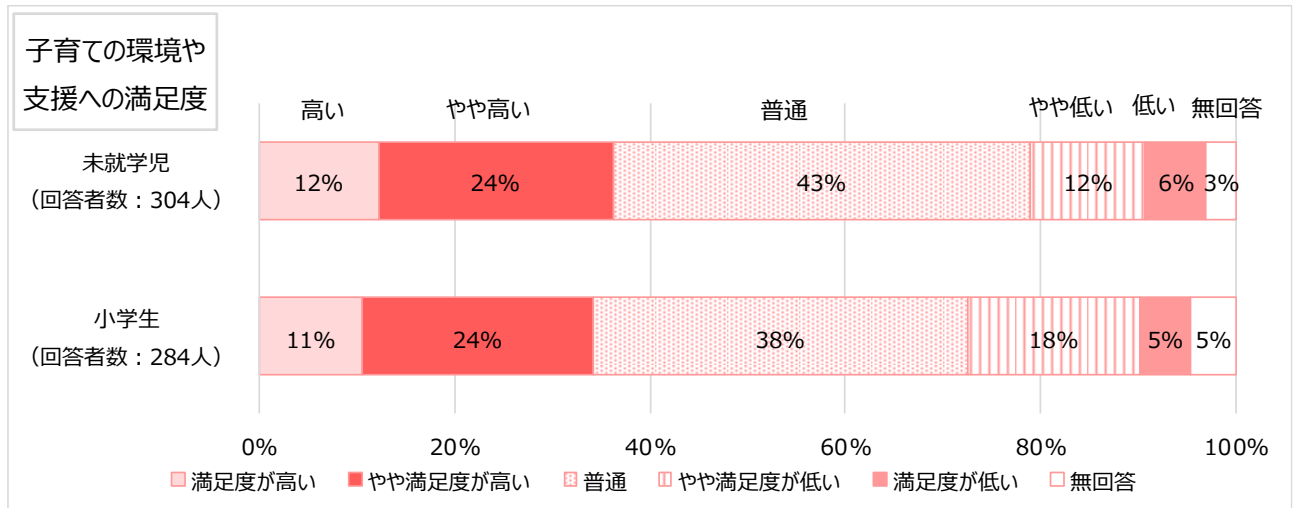
単位：人

	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	定員数	入所児童数	定員数	入所児童数	定員数	入所児童数	定員数	入所児童数	定員数	入所児童数
原村保育園（3歳以上児）	191	173	191	168	191	163	191	161	191	160
入所率	90.6%		88.0%		85.3%		84.3%		83.8%	
原村保育園（3歳未満児）	49	36	49	39	49	43	49	42	49	48
入所率	73.5%		79.6%		87.8%		85.7%		98.0%	

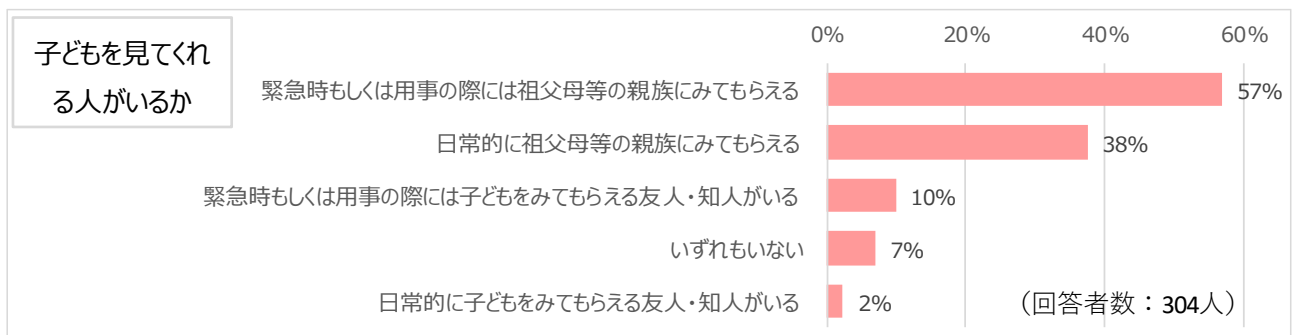
③子ども・子育て支援に関するニーズ調査

本計画を策定するにあたり、小学校6年生までの児童を持つ保護者を対象に、教育・保育その他の子育て支援に関する調査を実施しました。このうち、一部の調査結果を抜粋して掲載します。

【原村における子育ての環境や支援への満足度についての回答】



【未就学児の保護者に対して、子どもをみてもらえる人がいるかどうかについての回答】



前計画の振り返り

前計画では、「基本目標1 子ども・子育て支援サービスを充実します」として、教育・保育、地域子育て支援事業のニーズ量とその確保方策について整理し、計画的に教育・保育、地域子育て支援事業を展開してきました。

また、次のとおり「基本目標2」から「基本目標7」として、各種施策を展開してきました。

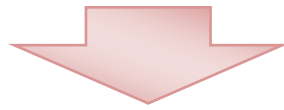
- 基本目標2 子どもの健やかな成長を支えます
- 基本目標3 子どもと親の心とからだをつくる教育を進めます
- 基本目標4 多様なニーズに応じた子育て支援を進めます
- 基本目標5 みんなが子育てにかかわる村をめざします
- 基本目標6 子育て家庭が安心して暮らせる村をめざします
- 基本目標7 男女がともに子育てできる環境づくりを進めます



計画の基本構成

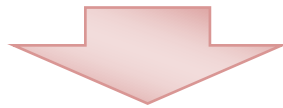
【原村の教育理念に沿った3つの基本的考え方】

- (1) 安心して子どもを生み、ゆとりと責任・愛情をもって楽しく子育てをする。
- (2) 郷土原村に愛着と誇りをもって、「賢く・優しく・たくましい」原っ子として元気に育つ。
- (3) 緑豊かな自然の中で、子育てを温かく見守り、ともに支えあいみんな子育てをする。



【基本理念】

みんなで輪を持ち 子育て・子育て支援のむら 原村



【施策体系】

■教育・保育、地域子育て支援事業の的確な実施

- (1) 教育二一ズ（1号認定+2号認定教育二一ズ）
- (2) 2号認定保育二一ズ
- (3) 3号認定（0歳児）
- (4) 3号認定（1、2歳児）
- (5) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ 低学年）
- (6) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ 高学年）
- (7) 養護学校学童クラブ事業（養護学校児童生徒）
- (8) 時間外保育事業
- (9) 一時預かり事業（在園児対象型）
- (10) 一時預かり事業（在園児対象型を除く）
- (11) 病児・病後児保育事業
- (12) ファミリー・サポート・センター事業
- (13) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
- (14) 地域子育て支援拠点事業
- (15) 利用者支援事業
- (16) 乳児家庭全戸訪問事業
- (17) 養育支援訪問事業
- (18) 妊婦健康診査

■各種施策の展開

- (基本目標1) 子どもの健やかな成長を支えます
- (基本目標2) 「賢く・優しく・たくましい」原っ子の育ちを応援します
- (基本目標3) 多様な二一ズに応じた子育て支援を進めます
- (基本目標4) みんなが子育てにかかわる村をめざします
- (基本目標5) 子育て家庭が安心して暮らせる村をめざします

教育・保育、地域子育て支援事業の的確な実施

①教育・保育提供区域について

地区内での教育・保育施設の利用状況、通園にかかる負担感、各地区の子どもの数と教育・保育施設の定員等のバランスなどを考慮した結果、本村では区域を、村全域の1区域に設定します。

②量の見込み及び確保の方策

計画期間における量の見込みは下表のとおりであり、必要量を確保していきます。

		単位	量の見込（各年度）					
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
教育・ 保育	教育ニーズ （1号認定+2号認定教育ニーズ）	人	19	20	20	20	20	
	2号認定保育ニーズ	人	166	174	178	175	173	
	3 号 認 定	0歳	人	9	9	9	8	8
		1、2歳	人	52	51	51	51	51
	小計	人	61	60	60	59	59	
放課後児童健全 育成事業	学童クラブ 低学年	人	55	55	55	55	55	
	学童クラブ 高学年		15	15	15	15	15	
養護学校学童クラブ事業 （養護学校児童生徒）		人	2	2	2	2	2	
時間外保育事業		人	40	41	42	41	41	
預かり事業（在園 児対象型）	1号・2号認定による 利用	人	915	915	915	915	915	
一時預かり事業（在園児対象型を除く）、 子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業を除く）、 子育て短期支援事業 （トワイライトステイ）		人	402	402	402	402	402	
病児・病後児保育事業 （体調不良児対応型）、 子育て援助活動支援事業		人/日	14	14	14	14	14	
ファミリー・サポート・ センター事業		人	48	48	48	48	48	
子育て短期支援事業 （ショートステイ事業）		人	19	19	19	19	19	
地域子育て支援拠点事業		人/日	12	12	12	12	12	
利用者支援事業		か所	1	1	1	1	1	
乳児家庭全戸訪問事業		人	52	52	52	51	50	
養育支援訪問事業 （村単独事業）		人	4	4	4	4	3	
妊婦健康診査		人	52	52	52	51	50	

各種施策の展開



基本目標 1 子どもの健やかな成長を支えます

(1) 妊娠出産における安心の確保と支援

健やかな妊娠生活を送り、安心して出産を迎えられるように、妊娠期の過ごし方や子育ての知識など、妊娠・出産・子育てに関する相談や支援、役立つ情報の提供などを行うとともに、これからの子育てに向けて親子の仲間づくりにつなげるための交流機会を提供します。

(2) 子どもの成長と発達への支援

子どもの健やかな成長と親の子育て不安に対する支援として、子どもの発育・発達や健康状態を定期的に確認し、疾病の予防や早期発見・早期対応を図ります。

(3) 小児医療体制の推進

子どもの病気や事故に迅速かつ適切に対応するため、健康や医療等に関する情報提供やかかりつけ医の推進を図ります。

(4) 「食」を通じた健康づくりの推進

乳幼児期から望ましい食習慣を定着させ、「食」を通じて豊かな人間形成を育むとともに、妊婦や子どもの発達段階に応じた正しい「食」に関する指導や情報提供を推進します。

(5) 思春期における健やかな心身の育成

さまざまな社会的影響を受けやすい思春期の心とからだの健康づくりに向けて、専門相談員の確保による相談体制の充実を図り、問題解決に向けての取組みを強化します。



基本目標 2 「賢く・優しく・たくましい」原っ子の育ちを応援します

(1) 「生きる力」を育む教育の推進

総合的な学習や地域での体験的な学習、人権や福祉教育などの心の教育を通じて、健やかな心とからだを育む学習の場を充実します。また、主体的に活動できる環境を提供し、自由な発想力や自主性を育み、生きる力を育みます。

(2) 次代の親づくりの推進

これから親となる世代が将来子どもを生み育てたいと思えるように、子育てや家庭の大切さについて理解を深めるための教育や啓発を行うとともに、乳幼児とのふれあいや交流を促進する機会の充実を図ります。

(3) 郷土を愛する心の育成

地元の方々を講師に迎え、地元の産業や伝統文化、豊かな自然環境など地域の魅力につい

て体験を通じて学ぶことで、ふるさとに誇りと愛着を持ち自己肯定感を高め、将来地域のために活躍できる子どもを育てます。

(4) 非行や児童虐待防止に向けた取組みの推進

子どもの命や人権が尊重されるように、子どもの人権に対する認識を深めるための啓発を行います。また、虐待に対する予防から被害を受けた子どもの心のケアまで総合的かつ効果的に支援が行えるように、関係機関の連携を強化し、要保護児童対策地域協議会の開催により、一層取組みます。また、地域のボランティアとの連携により非行や犯罪防止を図ります。



基本目標3 多様なニーズに応じた子育て支援を進めます

(1) 子育て支援サービスの充実

子育て中の保護者のさまざまな悩みや負担の解消ができるように、家庭児童相談員・家庭教育相談員・教育指導主事の3名体制で、身近なことから専門的な内容まで幅広い相談に対応するとともに、身近な場所で親子同士の交流や情報交換ができる場の充実を、一層図っていきます。

(2) 子育て支援ネットワークづくりの推進

子育て支援サービスが身近で利用しやすいものとなるよう、子育て支援情報の一元化や総合的な拠点づくりを進めるとともに、子育て支援に取り組む関係機関相互の連携を深めるためのネットワークづくりを推進し、効果的なサービスの提供に努めます。

(3) 保育サービス・放課後児童対策の充実

保育サービス等への新たなニーズを踏まえ、保育所における一時保育や幼稚園における預かり保育の実施、児童クラブ（学童保育）の拡充など、利用しやすいサービスの提供を図ります。



基本目標4 みんなが子育てにかかわる村をめざします

(1) 親の子育て力の向上

親の子育て力を高めるために、保育園や幼稚園、学校、中央公民館において必要に応じて家庭教育に関する支援や啓発を行うとともに、保護者の集まる機会を利用して発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の充実を図ります。

(2) 子育てへの関心の喚起と理解の推進

住民全体で子育てを見守り支えていけるように、子どもの大切さや子育ての重要性についての理解を深めるための意識啓発を進めます。

(3) 住民と協働による子育て支援の取組み

子どもや子育て家庭を見守り支えあう地域社会づくりに向けて、子育て支援の担い手の養

成や子育てボランティア等の自主的な活動への支援を行い、住民と協働による子育て支援の取組みを推進し、地域における子育て支援サービスの充実を図ります。

(4) 男性の子育てへの参加の促進

男性の子育てへの参加を積極的に促進するため、男女がともに家庭責任を担うことの重要性についての理解を深めるための教育、啓発を進めます。

(5) 働き方の見直しと子育てしやすい職場環境づくりの推進

男女ともに職業生活と家庭生活のバランスのとれた働き方ができるように、労働者に対して労働関係法の周知や啓発、再就職などの就業支援を行います。また、子育てしやすい職場づくりを促進するため、企業に対して理解と協力を求める啓発をします。



基本目標5 子育て家庭が安心して暮らせる村をめざします

(1) 保護者と子どもの居場所づくりの推進

地域の身近な保育園や幼稚園をはじめ、図書館、公民館などの施設や豊かな自然を積極的に活用し、身近な地域で安心して遊び、過ごせる場を提供するとともに、子どもや親子が交流・体験できる多様な活動機会の充実を図ります。

(2) 子どもの安全の確保とやさしい環境づくり

子育て家庭の豊かな生活環境づくりに向けて、道路や公共施設における子育てバリアフリーを推進します。

(3) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の抱えるさまざまな悩みや不安の解消と自立の支援に向けて、子育て、就労など生活全般にわたる相談や支援を行います。

(4) 障がいのある子どもへの支援

子どもの健全な発達に向けて、障がいのある子どもの発達・障がいに応じた適切なりハビリテーションや教育支援、在宅福祉サービスなど、保健、医療、福祉、教育等の相互の連携を深め、総合的な支援を進めます。

(5) 子育て家庭への経済的支援

子育て家庭への経済的負担の軽減に向けて、各種福祉施策の周知を図るとともに、子育てに関する経済的支援の継続に努めます。

(6) いじめ防止の取組みの推進

子どもを取り囲むすべての大人が「いじめは絶対に許さない」という意識をもち、いじめ問題に取り組みます。